

大和市告示第202号

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月4日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）
の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「職員は保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）
第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した
国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。